第3期大和市国民健康保険データヘルス計画

第1章 計画の概要

1. 計画の基本事項

(1)計画策定の背景

平成20年度より、各保険者が主体となり、生活習慣病に着目した特定健康診査が始まりました。さらに診療報酬明細書(レセプト)等の電子化が進み、国保データベース(以下、「KDB」という。)システム等の分析環境が整ったことで、保険者がデータを活用して被保険者の健康課題の分析や、保健事業の評価等を行うことが可能になりました。

平成25年6月には、閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合は、 レセプト等のデータ分析と、それに基づく加入者の健康保持増進のための『データヘルス計画』を作成し、事業を推進する」旨の方針が示されました。

これを踏まえ、平成26年3月に厚生労働省は「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部を改正し、市町村国保保険者においても、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととなりました。

これを受け、大和市国民健康保険においては、平成29年度を計画期間とする大和市国民健康保険データヘルス計画を試行的に策定し、続いて平成30年度~令和5年度の6年間を計画期間とした第2期データヘルス計画を策定しました。

平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体として市町村と共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針2020)」では保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、令和4年12月の「新経済・財政再生計画改革工程表2022」においては、データヘルス計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI(Key Performance Indicator: 重要業績評価指標)の設定が推進されました。

このように、全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、効果的・効率的な保健 事業の実施に向けて、標準化の取組の推進や評価指標の設定が進められる中、令和5年度 をもって本市の第2期データヘルス計画の期間が終了することから、令和6年度を始期とす る第3期データヘルス計画を策定するものです。

(2)計画策定の目的

レセプトや健診情報等、健康・医療データを活用することで効果的かつ効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進及び、生活の質(QOL)の維持・向上を図ることで、医療費の適正化につなげます。

(3)計画期間

本計画の計画期間は、神奈川県医療費適正化計画及び保健医療計画と合わせ、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

第2期計画	第3期計画					
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画期間 ※単年度ごとに評価						
八十十及ことに計画			小十十尺C			
最終評価			中間評価			最終評価
第3期計画策定						

2. 実施体制及び関係者連携(具体的な役割、連携内容)

(1)実施体制

国民健康保険(以下、「国保」という。)事業関係部署の連携強化を継続的に進め、大和市 国民健康保険運営協議会においても計画に関する意見聴取等を行い、関係機関や関係団体 の協力を得ながら、各種保健事業を実施・推進します。

(2)関係者の具体的な役割、連携内容

①市町村国保

被保険者の健康の保持増進及び、病気の予防や早期回復を図るために保健衛生部局等の関係部局や、都道府県、保健所、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)等関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定します。計画に基づき、効果的な保健事業を実施するとともに、個別の保健事業・本計画の評価、必要に応じて計画の見直しを行い、次期計画に反映させます。

②都道府県(国保部局)

広域的な観点から都道府県の健康課題や保健事業の実施状況等を把握・分析し、関係機関との連絡調整や専門職の派遣や助言等の技術的な支援、情報提供等を行います。都道府県医療費適正化計画等を踏まえたうえで、健康増進に係る取組の方向性を保険者に提示し、保健所や国保連と連携して、市町村国保の体制の整備を支援します。

③都道府県(保健衛生部局)

都道府県の健康づくり施策を担っていることを踏まえ、国保部局の求めに応じて、保健師等の専門職が技術的な支援を行います。また、保健所が効果的・効率的に保険者支援を展開できるように、国保部局と連携して保健所を支援します。

4保健所

二次医療圏単位での健康課題や保健事業の実施状況等を分析し、保健所の健康増進施 策の方針を示したうえで、分析結果や今後の対応の方向性等について共有します。また、 必要に応じて保健師等の専門職による助言等を通し、保険者支援を行います。

⑤国保連及び保健事業支援・評価委員会、国民健康保険中央会

計画の策定の一連の流れに対して、都道府県の方針を踏まえたうえで計画立案や評価指標の設定の考え方を提示するなど、保険者や地域の特性を踏まえて支援します。

国保連は、KDBシステム等を活用し、健康・医療情報を分析して、分析結果やその活用方法等を都道府県や保険者に提供します。保険者が自らKDBシステムを利用して、保険事業の評価等を行うことができるように、研修会の開催等を通して利活用の支援をします。

国民健康保険中央会は、KDBシステムの運用・改善や国保・後期高齢者ヘルスサポート 事業等により、国保連や支援・評価委員会を通して、保険者を支援します。国保連等が行った支援や助言内容等を収集、分析し、優秀な取組について横展開を図ります。

⑥後期高齢者医療広域連合

都道府県内の全体的な状況と合わせて、構成市町村別の状況についても同様に把握し、後期高齢者医療制度の保険者として保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定します。その際、75歳以上の健診・レセプト情報等を自らの現状分析に活用することはもとより、市町村国保が地域の世代間の疾病構造や医療費等の動向を連続して把握することができるよう、必要な情報の共有を図るよう努め、これを受け市町村国保は、健康課題の明確化や保健事業の効果検証等のため共有された情報の活用を図るよう努めます。

⑦保健医療関係者

保健事業の実施や評価、保健事業の業務に従事する者の人材育成等において保健医療に係る専門的見地から、保険者への支援を行います。